

○三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

平成 30 年 11 月 26 日

条例第 2 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 69 条及び第 70 条の規定に基づき、本組合議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害（負傷、疾病、障がい又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害に対する補償（以下「補償」という。）に関する制度等を定め、もって本組合議会の議員その他非常勤の職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(災害補償)

第 2 条 補償に関しては三条市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成 17 年三条市条例第 37 号）の例による。

(適用除外)

第 3 条 この条例の規定は、新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成 16 年新潟県市町村総合事務組合条例第 24 号）の適用を受ける者には適用しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。